



山形県公報

令和2年5月29日(金)
第108号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則……………(人 事 課) ……600
- 山形県動物の保護及び管理に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則……………(食品安全衛生課) ……同
- 食品衛生法の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(同) ……602
- 山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を決める規則……………(工業戦略技術振興課) ……同
- 山形県高度技術研究開発センター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を決める規則……………(同) ……同
- 山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則…(同) ……同
- 山形県高度技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) ……604

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……605
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 歳入の収納の事務の委託……………(長寿社会政策課) ……606
- 平成7年3月県告示第264号(山形県工業技術センター手数料条例による手数料の額)の一部改正……………(工業戦略技術振興課) ……同
- 争議行為を行う旨の通知……………(雇用対策課) ……607
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……610
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同

選挙管理委員会関係

告 示

- 政治団体の届出事項の異動……………同
- 政治団体の解散……………612
- 資金管理団体の届出事項の異動……………613
- 資金管理団体でなくなった旨の届出……………同

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(総務厚生課) ……614
- 県営住宅入居者の一般公募……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 一般競争入札の公告……………(会 計 局) ……619
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(病院事業局) ……621
- 同……………(同) ……同

規 則

次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第46号

次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則（平成16年4月県規則第43号）の一部を次のように改正する。

本則中「第15条第1項」を「第19条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

山形県動物の保護及び管理に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第47号

山形県動物の保護及び管理に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則

山形県動物の保護及び管理に関する条例の施行等に関する規則（平成13年3月県規則第51号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県動物の愛護及び管理に関する条例の施行等に関する規則

第1条中「山形県動物の保護及び管理に関する条例」を「山形県動物の愛護及び管理に関する条例」に改める。

第3条第4号中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、同条第6号から第8号までを次のように改める。

(6) 法第21条の5第2項の規定による動物の種類ごとの数等の届出の受理に関すること。

(7) 法第22条第3項の規定による動物取扱責任者研修の実施に関すること。

(8) 法第22条第4項の規定による動物取扱責任者研修の実施の委託に関すること。

第3条中第40号を第50号とし、同条第39号中「徴収」を「要求」に改め、同号を同条第49号とし、同条第38号中「命令」を「措置命令」に改め、同号を同条第48号とし、同条中第37号を第47号とし、第27号から第36号までを10号ずつ繰り下げ、同条第26号中「第13条第10号」を「第13条第11号」に改め、同号を同条第36号とし、同条中第25号を第35号とし、第20号から第24号までを10号ずつ繰り下げ、同条第19号中「徴収」を「要求」に改め、同号を同条第29号とし、同条中第18号を第28号とし、第14号から第17号までを10号ずつ繰り下げ、第13号を削り、第12号を第18号とし、同号の次に次の5号を加える。

(19) 法第25条第1項の規定による指導及び助言に関すること。

(20) 法第25条第2項の規定による勧告に関すること。

(21) 法第25条第3項の規定による措置命令に関すること。

(22) 法第25条第4項の規定による措置命令及び勧告に関すること。

(23) 法第25条第5項の規定による報告の要求及び立入検査に関すること。

第3条第11号中「第24条の2」を「第24条の2の2」に改め、同号を同条第17号とし、同条第10号中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に、「徴収」を「要求」に改め、同号を同条第13号とし、同号の次に次の3号を加える。

(14) 法第24条の2第1項の規定による勧告に関すること。

(15) 法第24条の2第2項の規定による措置命令に関すること。

(16) 法第24条の2第3項の規定による報告の要求及び立入検査に関すること。

第3条第9号中「第23条（法第24条の4）」を「第23条第4項（法第24条の4第1項）」に、「勧告及び命令」を「措置命令」に改め、同号を同条第12号とし、同条第8号の次に次の3号を加える。

(9) 法第22条の6の規定による検案書又は死亡診断書の提出命令に関すること。

(10) 法第23条第1項（法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）及び第2項の規定による勧告に関す

ること。

(11) 法第23条第3項（法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による勧告に従わなかった旨の公表に関すること。

別記様式第1号の注書第1項中「山形県動物の保護及び管理に関する条例の施行等に関する規則」を「山形県動物の愛護及び管理に関する条例の施行等に関する規則」に改める。

別記様式第2号及び別記様式第3号中「山形県動物の保護及び管理に関する条例」を「山形県動物の愛護及び管理に関する条例」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年6月1日から施行する。ただし、第3条中第40号を第50号とし、同条第39号を改め、同条第49号とし、同条第38号を改め、同条第48号とし、同条第37号を第47号とし、第27号から第36号までを10号ずつ繰り下げ、同条第26号を改め、同条第36号とし、同条第25号を第35号とし、第20号から第24号までを10号ずつ繰り下げ、同条第19号を改め、同条第29号とし、同条第18号を第28号とし、第14号から第17号までを10号ずつ繰り下げ、第13号を削り、第12号を第18号とし、同条の次に5号を加える改正規定（「第13条第10号」を「第13条第11号」に改める部分に限る。）及び附則第3項の規定（知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）別表保健所長の項委任事項の欄第21項中第40号を第50号とし、同項第39号を改め、同条第49号とし、同項第38号を改め、同条第48号とし、同項第37号を第47号とし、第34号から第37号までを10号ずつ繰り下げ、同項第33号を改め、同条第43号とし、同項第32号を第42号とし、第27号から第31号までを10号ずつ繰り下げ、同項第26号を改め、同条第36号とし、同項第25号を第35号とし、第20号から第24号までを10号ずつ繰り下げ、同項第19号を改め、同条第29号とし、同項第18号を第28号とし、第14号から第17号までを10号ずつ繰り下げ、第13号を削り、第12号を第18号とし、同条の次に5号を加える改正規定（「第13条第10号」を「第13条第11号」に改める部分に限る。）に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の別記様式第1号及び別記様式第3号の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、当分の間使用することができる。
- 3 改正前の別記様式第2号の規定による証票でこの規則の施行の際現に効力を有するものは、改正後の同様式の規定による証票とみなす。

（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）

- 4 知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を次のように改正する。
別表保健所長の項委任事項の欄第21項中「山形県動物の保護及び管理に関する条例の施行等に関する規則」を「山形県動物の愛護及び管理に関する条例の施行等に関する規則」に改め、同項第4号中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、同項第6号から第8号までを次のように改める。

(6) 法第21条の5第2項の規定による動物の種類ごとの数等の届出の受理に関すること

(7) 法第22条第3項の規定による動物取扱責任者研修の実施に関すること

(8) 法第22条第4項の規定による動物取扱責任者研修の実施の委託に関すること

別表保健所長の項委任事項の欄第21項中第40号を第50号とし、同項第39号中「徴収」を「要求」に改め、同条第49号とし、同項第38号中「命令」を「措置命令」に改め、同条第48号とし、同項第37号を第47号とし、第34号から第36号までを10号ずつ繰り下げ、同項第33号中「山形県動物の保護及び管理に関する条例」を「山形県動物の愛護及び管理に関する条例」に改め、同条第43号とし、同項第32号を第42号とし、第27号から第31号までを10号ずつ繰り下げ、同項第26号中「第13条第10号」を「第13条第11号」に、「こと。」を「こと」に改め、同条第36号とし、同項第25号を第35号とし、第20号から第24号までを10号ずつ繰り下げ、同項第19号中「徴収」を「要求」に、「こと。」を「こと」に改め、同条第29号とし、同項第18号を第28号とし、第14号から第17号までを10号ずつ繰り下げ、第13号を削り、第12号を第18号とし、同条の次に次の5号を加える。

(19) 法第25条第1項の規定による指導及び助言に関すること

(20) 法第25条第2項の規定による勧告に関すること

(21) 法第25条第3項の規定による措置命令に関すること

(22) 法第25条第4項の規定による措置命令及び勧告に関すること

(23) 法第25条第5項の規定による報告の要求及び立入検査に関すること

別表保健所長の項委任事項の欄第21項第11号中「第24条の2」を「第24条の2の2」に、「こと。」を「こと」

に改め、同号を同項第17号とし、同項第10号中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に、「徴収」を「要求」に改め、同号を同項第13号とし、同号の次に次の3号を加える。

(14) 法第24条の2第1項の規定による勧告に関する事

(15) 法第24条の2第2項の規定による措置命令に関する事

(16) 法第24条の2第3項の規定による報告の要求及び立入検査に関する事

別表保健所長の項委任事項の欄第21項第9号中「第23条（法第24条の4）」を「第23条第4項（法第24条の4第1項）」に、「勧告及び命令」を「措置命令」に改め、同号を同項第12号とし、同項第8号の次に次の3号を加える。

(9) 法第22条の6の規定による検案書又は死亡診断書の提出命令に関する事

(10) 法第23条第1項（法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）及び第2項の規定による勧告に関する事

(11) 法第23条第3項（法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による勧告に従わなかつた旨の公表に関する事

食品衛生法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第48号

食品衛生法の施行に関する規則の一部を改正する規則

食品衛生法の施行に関する規則（昭和48年5月県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第9条第1項ただし書」を「第10条第1項ただし書」に改める。

別表第1第3項中「魚介類せり売営業、魚肉ねり製品製造業」を「魚介類競り売り営業、魚肉練り製品製造業」に改める。

別表第2第15項中「魚介類せり売営業」を「魚介類競り売り営業」に改め、同表第16項中「魚肉ねり製品製造業」を「魚肉練り製品製造業」に改め、同表第26項中「醤油製造業」を「しょうゆ製造業」に改め、同項第3号中「アミノ酸醤油」を「アミノ酸しょうゆ」に改め、同表第30項中「納豆製造業」を「納豆製造業」に改め、同表第31項中「めん類製造業」を「麺類製造業」に改め、同項第3号中「めん類」を「麺類」に改める。

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和2年5月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第49号

山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例（令和2年3月県条例第23号）附則ただし書に規定する改正規定の施行期日は、令和2年6月1日とする。

山形県高度技術研究開発センター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和2年5月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第50号

山形県高度技術研究開発センター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

山形県高度技術研究開発センター条例の一部を改正する条例（令和2年3月県条例第24号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和2年6月1日とする。

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第51号

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則（昭和27年11月県規則第69号）の一部を次のように改正する。

別表中 「

	生産シミュレーションシステム	1 時間	2,150円
--	----------------	------	--------

 を

「

	生産シミュレーションシステム	1 時間	2,150円
	汎用シミュレーションシステム	1 時間	1,390円

 に、

「

	電界放出形走査電子顕微鏡	1 時間	6,610円
--	--------------	------	--------

 を

「

	電界放出形走査電子顕微鏡	1 時間	6,610円
	電子プローブマイクロアナライザー	1 時間	8,820円
	光電子分光分析装置	1 時間	12,100円

 に、

「

	デジタルスコープ	30分	350円
--	----------	-----	------

 を

「

	マイクロフォーカスエックス線CTシステム	1 時間	7,410円
	デジタルスコープ	30分	350円

 に、

「

	三次元測定機	30分	1,250円
--	--------	-----	--------

 を

「

	三次元測定機	30分	1,250円
	超高精度三次元測定機	30分	3,140円

 に、

「

	万能測定顕微鏡	30分	590円
--	---------	-----	------

 を

「

	万能測定顕微鏡	30分	590円
	振動解析システム	30分	1,000円

 に、

「

	インクジェット塗布装置	1 時間	3,640円
--	-------------	------	--------

 を

電磁両立性計測	インクジェット塗布装置	1時間	3,640円
	電磁波半無響システム	1時間	6,130円
	電磁波遮蔽システム	1時間	1,130円
	放射エミッション試験装置	1時間	4,090円
	伝導エミッション試験装置	1時間	3,660円
	放射イミュニティ試験装置	1時間	3,150円
	伝導イミュニティ試験装置	1時間	2,080円
	バルクカレントインジェクション試験装置	1時間	1,830円
	静電気試験装置	1時間	1,570円
	電気的ファストトランジェントバースト試験装置	1時間	2,310円
	雷サージ試験装置	1時間	2,430円
	電源周波数磁界試験装置	1時間	1,420円
	電圧ディップ・瞬停試験装置	1時間	1,440円
	高調波フリッカ試験装置	1時間	1,490円
	安全規格試験装置	1時間	860円
残留電荷試験装置	1時間	940円	

に改める。

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

山形県高度技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第52号

山形県高度技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則

山形県高度技術研究開発センター条例施行規則（平成6年2月県規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2項の表中	オージェ電子分光分析装置	6,480円	を
	エックス線マイクロアナライザー	7,050円	
	万能三次元測定機	7,230円	
	光電子分光分析装置	8,900円	
	非接触三次元測定装置	3,250円	

非接触三次元測定装置	3,250円	に改める。
------------	--------	-------

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

告 示

山形県告示第423号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。
令和2年5月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社P l a c e 庄内	訪問介護事業所 とざわ 最上郡戸沢村大字蔵岡2905番地18	訪 問 介 護	令和 2. 5. 15

山形県告示第424号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和2年5月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社エミネンス	訪問介護事業所 とざわ 最上郡戸沢村大字蔵岡2905番地18	訪 問 介 護	令和 2. 5. 14

山形県告示第425号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和2年5月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンターあすか 酒田市飛島字中島3番地の18	居 宅 介 護	令和 2. 6. 1
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンターあすか 酒田市飛島字中島3番地の18	重度訪問介護	同

山形県告示第426号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届け出があった。

令和2年5月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人親和会 鶴岡市朝陽町4番10号	多機能型事業所あずま 酒田市東町一丁目15番15号	自立訓練（生活訓練）	令和 2. 6. 1

山形県告示第427号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。
令和2年5月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 委託した収納事務
介護サービス情報の公表等手数料の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
(1) 名 称 特定非営利活動法人エール・フォーユー
(2) 所在地 山形市小白川町二丁目3番31号
- 3 委託期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

山形県告示第428号

平成7年3月県告示第264号（山形県工業技術センター手数料条例による手数料の額）の一部を次のように改正し、令和2年6月1日から施行する。
令和2年5月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の項の表中

エックス線透過像判定	1 試験 1 試験料	310円
------------	------------	------

を

三次元エックス線CT検査	1 試験 1 試験料	9,680円。ただし、測定時間が1時間を超える場合は、9,680円にその1時間を超える測定時間30分につき3,810円を加算した額
エックス線透過像判定	1 試験 1 試験料	310円

に改める。

2 分析の項の表中 「15,500円」を「17,000円」に、「17,900円」を「18,700円」に、「2,970円」を「3,250円」に、

グロー放電発光分光分析	1 試験 1 項目	13,000円
-------------	-----------	---------

を

光電子分光分析（オー ジェ電子分光分析を含 む。）	1 試験 1 試 料	14,700円。 ただし、測 定時間が1 時間を超え る場合は、 14,700円に その1時間 を超える測 定時間30分 につき5,030円 を加算した額	に改める。
グロー放電発光分光分析	1 試験 1 項 目	13,000円	

山形県告示第429号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長渡辺勇仁から、争議行為を行うことについて、令和2年5月21日次のとおり通知があった。

令和2年5月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 事 件

夏季一時金等の要求に関する件

2 期 間

令和2年6月3日以降事件解決の日まで

3 場 所

医療生活協同組合やまがた	鶴岡協立病院	鶴岡市文園町9番34号
医療生活協同組合やまがた	鶴岡協立リハビリテーション病院	同 上山添字神明前38番地
医療生活協同組合やまがた	協立大山診療所	同 大山二丁目26番3号
医療生活協同組合やまがた	協立三川診療所	東田川郡三川町大字横山字袖東4番地9
医療生活協同組合やまがた	住宅型有料老人ホーム虹の家かがやき	同
医療生活協同組合やまがた	鶴岡協立病院附属クリニック	鶴岡市文園町11番3号
医療生活協同組合やまがた	メディカルフィットネスVIVID	同
医療生活協同組合やまがた	協立歯科クリニック	同 日枝字海老島159番地1
医療生活協同組合やまがた	訪問看護ステーションきずな	同
医療生活協同組合やまがた	ひとみ保育園	同
医療生活協同組合やまがた	協立ケアプランセンターふたば	同 双葉町13番45号
医療生活協同組合やまがた	包括支援センターわかば	同

医療生活協同組合やまがた 協立ショートステイセンターふたば	同	日枝字海老島64番地
医療生活協同組合やまがた 介護療養型老人保健施設せせらぎ	同	文園町9番34号
医療生活協同組合やまがた 小規模多機能型住宅介護事業かがやき		東田川郡三川町大字横山字袖東4番地8
医療生活協同組合やまがた サポートセンターあさひ		鶴岡市熊出字日鐘31番地3
医療生活協同組合やまがた グループホーム和楽居	同	日枝字海老島63番地5
医療生活協同組合やまがた 小規模多機能施設くしびき	同	上山添字神明前42番1号
医療生活協同組合やまがた しろにし診療所		山形市城西町四丁目27番25号
医療生活協同組合やまがた 居宅介護支援事業所虹	同	
医療生活協同組合やまがた 住宅型有料老人ホーム共同の家虹	同	北町三丁目1番37号
医療生活協同組合やまがた デイサービス虹	同	
医療生活協同組合やまがた ヘルパーステーション虹	同	
医療生活協同組合やまがた 本部		鶴岡市双葉町13番45号
社会福祉法人山形虹の会 介護老人保健施設かけはし（介護老人保健施設）	同	民田字代家田100番地1
社会福祉法人山形虹の会 介護老人保健施設かけはし（通所リハビリテーション）	同	
社会福祉法人山形虹の会 介護老人保健施設かけはし（居宅介護支援）	同	
社会福祉法人山形虹の会 グループホームかけはし	同	
社会福祉法人山形虹の会 山形虹の会訪問入浴サービス	同	
社会福祉法人山形虹の会 ショートステイかけはし	同	
社会福祉法人山形虹の会 特別養護老人ホームかけはし	同	99番地1
社会福祉法人山形虹の会 ショートステイかけはし2号館	同	
医療法人健友会 有料老人ホームてんまの家		酒田市中町三丁目2番21号
医療法人健友会 訪問看護ステーションスワン	同	5番23号
医療法人健友会 認知症対応型通所介護施設「楽楽」	同	2番21号
医療法人健友会 介護予防特化型通所介護あゆみ	同	3番18号
医療法人健友会 本間なかまちクリニック	同	4番12号

医療法人健友会 本間病院	同	5番23号
医療法人健友会 本間病院居宅介護支援事業所	同	
医療法人健友会 介護老人保健施設ひだまり	同	
医療法人健友会 酒田市地域包括支援センターなかまち	同	
医療法人健友会 高見台クリニック	同	高見台一丁目13番14号
酒田健康生活協同組合 健生ふれあいクリニック	同	泉町1番16号
地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院	同	あきほ町30番地
地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 日本海酒田リハビリテーション病院	同	千石町二丁目3番20号
社会福祉法人恩賜財団済生会 山形済生病院		山形市沖町79番地1
医療法人社団小白川至誠堂病院 小白川至誠堂病院	同	東原町一丁目12番26号
医療法人社団松柏会 至誠堂総合病院	同	桜町7番44号
医療法人社団松柏会 至誠堂訪問サービスセンターコスモス	同	旅籠町一丁目7番23号
医療法人社団松柏会 至誠堂ケアプランセンターみらい	同	
医療法人社団松柏会 わかばクリニック	同	
医療法人社団松柏会 地域包括支援センターかがやき	同	
医療法人社団松柏会 介護療養型老人保健施設木の実	同	
医療法人社団松柏会 サービス付き高齢者向け住宅グランドホームはたごまち	同	
医療法人社団松柏会 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 至誠堂ホームケア24	同	
医療法人社団松柏会 至誠堂とかみクリニック	同	富神前48番地5
医療法人社団松柏会 至誠堂総合病院附属中山診療所		東村山郡中山町大字長崎3030番地1
医療法人篠田好生会 篠田総合病院		山形市桜町2番68号
医療法人篠田好生会 千歳篠田病院	同	長町二丁目10番56号
医療法人篠田好生会 天童温泉篠田病院		天童市鎌田一丁目7番1号
社会医療法人二本松会 山形さくら町病院		山形市桜町2番75号
社会医療法人二本松会 かみのやま病院		上山市金谷字下河原1370番地

社会医療法人二本松会

介護老人保健施設かなやの里

同

4 概要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他の争議行為及びこれを妨害する者を排除する一切の行為

山形県告示第430号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和2年5月29日から同年6月12日まで縦覧に供する。

令和2年5月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東根尾花沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東根市温泉町三丁目4913番37から 同 4912番1まで	旧	10.1メートル } 9.3	メートル 39
同 上	新	10.1メートル } 9.8	同 上

山形県告示第431号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年5月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
西置賜郡白鷹町大字菖蒲地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和2年5月7日から同月30日まで
- 3 作業の種類
公共測量（2級基準点測量）

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

令和2年5月29日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊 谷 誠

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
日本共産党酒田地区委員会	加藤 俊行	会計責任者の氏名	加 藤 俊 行	齋 藤 周	令和元.12.18
自由民主党鮭川村支部	丸山 重幸	主たる事務所の所在地	最上郡鮭川村大字石名坂37-4	最上郡鮭川村大字川口3408	同 2.1.1
		代表者の氏名	丸 山 重 幸	矢 口 秀 資	
		会計責任者の氏名	井 上 学	荒 木 京 子	
自由民主党朝日町支部	柴田喜久雄	会計責任者の氏名	細 谷 秀 明	白 田 忠 一	同 3.16
自由民主党山形県鶴岡市第二支部	志田英紀	会計責任者の氏名	舟 生 鐵 雄	三 浦 順 一	同 3.24

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
高橋透後援会	高橋 透	代表者の氏名	高 橋 透	石 垣 昇	平成31.3.14
山形県税理士政治連盟	江部 寛	会計責任者の氏名	鈴 木 誠	吉 田 義 尚	令和元.7.19
もりた信明後援会	米野 貞雄	代表者の氏名	米 野 貞 雄	松 田 修	同 11.30
佐藤ひろゆき後援会	山田 登	代表者の氏名	山 田 登	越 智 茂 昭	同 12.1
山形県日本共産党後援会	高橋 健	代表者の氏名	高 橋 健	加 藤 実	同 2.1.1
		会計責任者の氏名	矢 口 廣 義	外 塚 功	
オール山形市民の会	阿部喜之助	主たる事務所の所在地	山形市飯田4-3-64	山形市東青田二丁目17番23号	同 3.1
大内りか後援会	鈴木 秀志	主たる事務所の所在地	山形市漆山3423-1 S I S E I ビル102号	山形市大字七浦564	同 3.5
くれない研究会	大内 理加	主たる事務所の所在地	山形市漆山3423-1 S I S E I ビル102号	山形市大字七浦564番地	同
すがい太郎後援会	塩野 邦雄	会計責任者の氏名	須 貝 久 美 子	小 笠 原 憲 二	同 3.13
山形県民社協会米沢支部	佐藤 憲一	代表者の氏名	佐 藤 憲 一	荻 原 崇 弘	同 3.18
夢倶楽部	佐藤 憲一	代表者の氏名	佐 藤 憲 一	荻 原 崇 弘	同
五十嵐智洋後援会	五十嵐智洋	主たる事務所の所在地	長井市幸町5-30	長井市神明町1-29	同 3.20

石沢ひでおと共に歩む会	清野源一	代表者の氏名	清野源一	大山英夫	同
		会計責任者の氏名	齋藤明	清野源一	3.21
川口みちのり後援会	菅野康行	会計責任者の氏名	西塚徳治	前田浩一	同 3.23
齊藤栄治後援会	深瀬貞太郎	会計責任者の氏名	齊藤篤	齊藤守亘	同 3.28
加藤文明後援会	田中 斎	代表者の氏名	田中 斎	矢口信一	同 3.30
小松原俊後援会	堀弥志男	会計責任者の氏名	小松原多恵子	小松原与吉	同
いとう利明後援会	佐藤裕邦	代表者の氏名	佐藤裕邦	佐藤邦裕	同 3.31
はまゆう「高橋千代夫後援会」	早坂勇吉	代表者の氏名	早坂勇吉	奥山次雄	同 4.13

山形県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和2年5月29日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊谷 誠

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党山形県山形市第八支部	後藤誠一	令和2.3.8

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
奥山しげお後援会	松浦 寿	令和元.12.31
川口ゆたか政治と行政を考える会	長 沢 徹 郎	令和元.12.31
鈴木せいざえもん後援会	鈴 木 博	令和元.12.31
小野祐一後援会	柴 田 滝 一	令和元.12.31
加藤信明後援会	深 瀬 四 郎	令和元.12.31
安部隆後援会	安 部 隆	令和2.2.28
しばた雅章後援会	柴 田 雅 章	令和2.3.9
清潔で責任ある市政をつくる会	我 妻 昇	令和2.3.10

我妻のぼる後援会	手塚直樹	令和2.3.10
未来町づくり委員会	武田正徳	令和2.3.10
金子敏明後援会	金子敏明	令和2.3.10
佐貝まさたけ後援会	佐藤和男	令和2.3.14
南陽政経懇話会	佐貝全健	令和2.3.14
こばたけ安寛後援会	小畑安寛	令和2.3.22
いとう護国後援会	片桐謙二	令和2.3.25
伊藤とくいち後援会	伊藤篤市	令和2.3.31
石井みどり山形県後援会	富田滋	令和2.3.31
高橋透後援会	高橋透	令和2.3.31
しらとりまさみ後援会	白鳥雅巳	令和2.4.1

山形県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

令和2年5月29日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊谷 誠

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
大内理加	くれない研究会	主たる事務所の所在地	山形市漆山3423-1 S I S E Iビル102号	山形市大字七浦564番地	令和2.3.5
五十嵐智洋	五十嵐智洋後援会	主たる事務所の所在地	長井市幸町5-30	長井市神明町1-29	同 3.20

山形県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和2年5月29日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊谷 誠

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
金子敏明	金子敏明後援会	令和 2. 3. 10
我妻昇	清潔で責任ある市政をつくる会	同
佐貝全健	南陽政経懇話会	同 3. 14
白鳥雅巳	しらとりまさみ後援会	同 4. 1

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年5月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県給与等システム稼働基盤（公安）等導入及び運用管理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県総務部総務厚生課業務システム担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3337
- 3 落札者を決定した日 令和2年3月26日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社YCC情報システム 山形市松波四丁目5番12号
- 5 落札金額 13,750,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和2年2月14日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和2年5月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格 住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル	公募 戸数	区分	家賃				摘要	
						収入が 104,000円 以下の者	収入が 123,000円 を超え 139,000円 以下の者	収入が 139,000円 を超え 158,000円 以下の者	収入が 158,000円 を超え 186,000円 以下の者		収入が 186,000円 を超え 214,000円 以下の者
県営鈴川第2ア パート1号	山形市鈴川町三 丁目18-48	3K	44.4	1	一般用	11,800	15,600	17,600	19,600	19,600	3月分 の家賃 に相当 する額
同 2号	同 18-51	同	44.4	3	同	12,200	16,100	18,200	19,000	19,000	
同 4号	同 17-22	同	44.4	1	同	12,000	15,900	17,900	19,600	19,600	
同	同	同	44.4	1	同	12,000	15,900	17,900	19,600	19,600	
同 5号	同 17-17	同	44.4	1	同	12,200	16,100	18,200	19,000	19,000	
同 五十鈴アパ ート1号	同 大野目二 丁目2-52	同	51.2	2	同	14,600	19,300	21,700	24,900	26,200	単身可
同	同	同	51.2	1	同	14,600	19,300	21,700	24,900	26,200	
同 2号	同 2-50	同	51.2	1	同	14,600	19,300	21,700	24,900	26,200	
同 3号	同 2-46	同	51.2	1	同	14,600	19,300	21,700	24,900	26,200	
同 馬見ヶ崎ア パート1号	同 円心寺町 21-27	3DK	59.3	1	同	17,600	23,200	26,200	30,000	34,600	
同 2号	同 21-26	同	59.3	1	同	17,600	23,200	26,200	30,000	34,600	単身可
同 宮町アパー ート1号	同 宮町二丁 目8-23	同	66.5	1	同	21,900	28,900	32,600	37,300	43,000	
同 4号	同 8-32	同	64.2	1	同	21,800	28,700	32,400	37,000	42,700	
同 深町アパー ート1号	同 深町一丁 目7-39	同	62.6	1	同	21,700	28,700	32,400	37,000	42,700	
同	同	同	62.6	1	同	21,700	28,700	32,400	37,000	42,700	

同	同	同	同	64.2	1	同	22,300	25,700	29,400	33,200	38,000	43,800	
同 3号	同 7-27	同 同	同	62.6	1	同	22,100	25,500	29,100	32,800	37,500	43,300	
同 きたまちア パート1号	同 桜町三丁 目2-15	同 同	同	73.1	1	同	27,800	32,100	36,700	41,400	47,300	54,500	
同 飯塚住宅1 号	同 飯塚町 1353-1	2DK	特定目的用 (歳入、歳出特別)	55.4	1	同	21,700	25,100	28,700	32,400	37,000	42,700	单身可
同 土屋倉アパ ート1号	同 上山市美咲町二 丁目3	3DK	一般用	51.8	1	同	12,500	14,500	16,600	18,700	21,400	24,700	同
同	同	同	同	51.8	1	同	12,500	14,500	16,600	18,700	21,400	24,700	
同 鷲ヶ袋アパ ート1号	同 旭町二丁 目7-1	同	同	54.6	1	同	13,200	15,200	17,400	19,600	22,400	25,900	
同 長清水アパ ート1号	同 長清水一 丁目10-11	同	同	69.4	1	同	22,300	25,700	29,400	33,200	37,900	43,700	
同 8号	同 10-18	同	特定目的用 (歳入、歳出特別)	70.1	1	同	22,800	26,300	30,100	33,900	38,800	44,800	单身可
同 日光アパー ト3号	同 天童市北久野本 四丁目14-3	2DK	同	55.5	1	同	19,300	22,300	25,500	28,800	32,900	38,000	同
同 4号	同 14-4	3DK	一般用	62.9	1	同	22,100	25,500	29,200	33,000	37,700	43,500	同
同 天童駅西ア パート1号	同 駅西二丁 目2-27	同	同	64.2	1	同	19,000	22,000	25,100	28,300	32,400	37,400	
同 2号	同 2-30	同	同	61.0	1	同	18,100	20,900	23,900	26,900	30,800	35,500	
同 3号	同 2-31	同	同	64.2	1	同	19,300	22,300	25,500	28,800	32,900	37,900	
同 天童駅南ア パート1号	同 田鶴町四 丁目18-17	同	同	66.5	1	同	22,900	26,400	30,200	34,100	38,900	44,900	
同 天童南部ア パート2号	同 南町三丁 目18-2	2LDK	特定目的用 (歳入、歳出特別)	70.1	1	同	25,500	29,500	33,700	38,000	43,500	50,100	单身可

同 3号	同 18-3	3 LDK	79.9	1	一般用	29,100	33,600	38,400	43,300	49,500	57,200	
同 近江アパー ト1号	東村山郡山辺町 近江1-1	3 DK	64.2	1	同	19,100	22,100	25,300	28,500	32,600	37,600	
同	同	同	64.2	1	同	19,100	22,100	25,300	28,500	32,600	37,600	单身可
同 中原アパー ト2号	同 中山町 大字長崎881- 2	同	69.4	1	同	23,000	26,600	30,400	34,300	39,200	45,200	同
同 長崎アパー ト	同 8035 -205	同	62.8	1	同	16,800	19,400	22,100	25,000	28,600	33,000	同
同 南寒河江ア パート1号	同 寒河江市大字高 屋字西浦100- 5	同	62.6	1	同	16,800	19,400	22,200	25,100	28,700	33,100	
同 2号	同	同	64.2	1	同	17,500	20,200	23,100	26,100	29,800	34,400	单身可
同	同	同	64.2	1	同	17,500	20,200	23,100	26,100	29,800	34,400	
同 楯岡アパー ト	同 村山市楯岡笛田 四丁目6-23	同	54.6	1	同	12,800	14,700	16,900	19,000	21,700	25,100	单身可
同	同	同	54.6	1	同	12,800	14,700	16,900	19,000	21,700	25,100	
同 楯岡中町ア パート	同 楯岡中町 5-1	同	63.7	1	同	19,900	22,900	26,200	29,600	33,800	39,000	
同 東根中央ア パート2号	同 東根市中央四丁 目3-2	同	64.2	1	同	19,400	22,400	25,600	28,900	33,000	38,100	
同 尾花沢アパ ート	同 尾花沢市新町一 丁目9-36	同	64.2	1	同	19,500	22,600	25,800	29,100	33,300	38,400	单身可
同	同	同	62.6	1	同	19,000	22,000	25,200	28,400	32,400	37,400	
同 大石田アパ ート	同 北村山郡大石田 町大字大石田甲 623-157	同	59.4	1	同	14,200	16,400	18,800	21,200	24,200	28,000	单身可

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。

- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

- (ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

- (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

- (ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

- (1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

- (2) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・障がい者等用）」とあるのは、高齢者世帯、身体障がい者世帯、精神障がい者世帯、知的障がい者世帯、戦傷病者世帯、原子爆弾被爆者世帯、生活保護世帯、中国残留邦人世帯、海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯、配偶者暴力被害者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和2年6月3日から同月9日までの午前10時から午後6時まで（月曜日を除く。）
ただし、郵送の場合は、令和2年6月9日までの消印のあるものに限り有効とする。

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 令和2年8月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ロータリ除雪車及び除雪ドーザの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年5月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
(2) 日時 令和2年7月9日（木） 午前10時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量

- イ ロータリ除雪車2.6メートル、290キロワット級 1台
ロ ロータリ除雪車2.6メートル、220キロワット級 1台
ハ ロータリ除雪車2.2メートル級 1台
ニ ロータリ除雪車2.2メートル級（スイングオーガ装置付き） 2台
ホ 除雪ドーザ14トン級（両サイドシャッター付き） 2台
ヘ 除雪ドーザ11トン級（両サイドシャッター付き） 3台

(2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限 令和3年3月12日（金）

(4) 納入場所 納入場所一覧表による。

(5) 入札方法 (1)のイからへまでのそれぞれについて、総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
(2) 令和2年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和2年2月4日付け県公報第77号）により公示された資格を有すること。
(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 当該調達物品又はこれと同機種の物品を製造した実績又は納入した実績があることを証明できること。

- (6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、仕様書、納入場所一覧表及び入札説明書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2723
- (2) 仕様書、納入場所一覧表及び入札説明書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 2の(1)のイからへまでのそれぞれについて、規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和2年6月26日（金）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月22日（月）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出するとともに、併せて3の(5)及び(6)に係る事項を証する書類並びに2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。
- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札により調達をする物品の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
- ① 2.6meter,290kilowatt Rotary Snow Remover Quantity: 1
- ② 2.6meter,220kilowatt Rotary Snow Remover Quantity: 1
- ③ 2.2meter Rotary Snow Remover Quantity: 1
- ④ 2.2meter Rotary Snow Remover (Snow Bank Clearing Auger Device) Quantity: 2
- ⑤ 14ton Snow Removal Wheel Loader (Dual Side Shutter Wings) Quantity: 2
- ⑥ 11ton Snow Removal Wheel Loader (Dual Side Shutter Wings) Quantity: 3
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. July 9, 2020
- (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2723

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年5月29日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県立病院総合医療情報システム（基幹システム）保守業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県病院事業局県立病院課運営企画担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2747
- 3 落札者を決定した日 令和2年3月30日
- 4 落札者の名称及び所在地
日本電気株式会社 山形支店 山形市十日町二丁目4番19号
- 5 落札金額 160,996,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和2年2月18日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年5月29日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県立病院総合医療情報システム運用支援業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県病院事業局県立病院課運営企画担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2747
- 3 落札者を決定した日 令和2年3月30日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社東北メディカルエイドサービス 宮城県仙台市青葉区中央一丁目6番35号東京建物仙台ビル
- 5 落札金額 88,590,480円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和2年2月18日

令和2年5月29日印刷
令和2年5月29日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県